

清代後期の遼陽劉氏とその家系——19世紀前半におけるその婚姻・科挙受験からみた——

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2022-08-19 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 古市, 大輔, FURUICHI, Daisuke メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00066979

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



清代後期の遼陽劉氏とその家系

——19世紀前半におけるその婚姻・科挙受験からみた——

古市大輔

はじめに

前稿¹では、清代後期における永陵正白旗滿洲喜塔臘氏(喜塔喇氏、喜他拉氏ともいう)とその構成員の動向を確認することによって、清初以来、「国戚」として永陵守護を担ってきたその家族集団の清代後期における歴史とその家系の特徴について考察し、さらに、その家系に科挙受験への指向や科挙官僚家族との間の婚姻関係の構築といった試みがあったことを指摘したうえで、その動機や意図についても若干の指摘と推測を試みた。その結果として、喜塔臘氏は清代後期の時点でもなお、「国戚」として代々永陵の守護を担った家系であり、基本的にはその家系の特徴をそのまま維持していくことに重きが置かれていたものの、それに並行して、一族内から科挙合格者・科挙官僚を輩出してその社会的地位を高めようと試み始めていたこと、また、文人家族・科挙官僚家族としての仲間入りを試み、マンチュリア南部の盛京で評判の高かった他の旗人官僚家族や漢人の科挙官僚家族などの家族集団との間に婚姻関係を構築しようとしていたこと、さらに、そうした試みには、喜塔臘氏が科挙官僚家族となって盛京の地方社会に強く関与しつつ、その指導的な役割を担う一族としての社会的地位を確立してゆこうとする意図も垣間見えること、などの点を指摘することができた。

筆者はこれまで、清代後期、特に19世紀半ばから後半にかけての時期におけるマンチュリアの歴史変動について各方面からの検討を続けてきており、前稿までに、清代後期における盛京旗人官僚家族の歴史の一齣として、両者間に婚姻関係のあった瀋陽正紅旗滿洲瓜爾佳氏と永陵正白旗滿洲喜塔臘氏の歴史をそれぞれ検討してきた。ただ、それらの検討もなお、その時期の旗人官僚家族の歴史のなかのごく僅かの事例についてのものに過ぎないため、今後も、盛京における旗人官僚家族の事例を可能な限り多く採りあげていく必要が残っているとともに、盛京に居住していた漢人科挙官僚家族の動向などにも併せて注目しつつ、漢人科挙官僚家族と盛京旗人官僚家族との間の相互関係や、その両者の歴史のなかの類似性や相違などに関する検証も試みていかなければならないと考えている。

そこで、本稿では、そのさらなる試みの一つとして、前稿で検討を加えた永陵正白旗滿洲喜塔臘氏の一員であった恆泰の、その妻の出身家族である「劉氏」という家族に関する簡単な紹介を加えつつ、その家族が清代後期の時期に如何なる婚姻関係を持ち、さらに、その婚姻関係のなかに如何なる事情が込められていたかについても、いくらかの推測を含めながら若干の考察を試みたい。なお、この課題は前稿の文末でも簡単に触れているところであるが、本稿はこの課題について詳細な検討を試みようとするものである。

それではまず、前稿で既に言及してある内容のうち、本稿に関わる部分についての整理をおこなってきたい。前稿では、同年齒録(同年録)などの諸史料を中心に、永陵正白旗滿洲喜塔臘氏の一員であった恆泰という人物の出自と経歴を紐解いたが、その同年録には以下のような記載があった。

『道光丁酉[17, 1837]科各省選拔同年明經通譜』一帙四冊 [翰林院修撰鈕福保序(道光戊戌[1838]仲夏)]

(京都大学人文科学研究所 蔵) 奉天 第4葉裏

喜他拉氏 恆泰 字季安 號蘇溪 行四 嘉慶乙亥[1815]年二月初十日吉時生 永陵正白旗陳滿洲附都京正白旗滿洲都統富敏太佐領下國戚舅舅子孫 廩膳生員 住興京城西蘇克蘇河南阿伏洛

—— (上段) ——

曾祖常山 章京品級 曾祖母氏白 例贈孺人

祖塔清阿 太學生 例封文林郎 祖母氏關/張 例封孺人

本生祖 查朗阿 例贈文林郎 祖母氏關 例封孺人 父依拉布 未室早世 例贈文林郎

本生父依和 例封文林郎 本生母氏呉 例封孺人 祖嚴慈侍下 本生重慈具慶下
----- (下段) -----

本生胞叔 巴彦布 嫡堂弟 恆榮 恆常 恆德 俱業儒
本生胞兄 恆慶 恆凌 恆明増廣生 胞姪永佳幼

娶劉氏 遼陽州附貢生諱名元孫女 欽加知府銜四川直隸理番同知 現署龍安府知府 名名震公姪孫女
處士諱兆泰公女 丁酉科舉人戊戌連捷進士即用知縣 名文麟公姪女

子 女

筆者が下線を施した部分のこの同年録の末尾には、恆泰の妻に関する記載があって、そこには「劉氏」と記されている。また、その妻は、遼陽州の附貢生であった劉名元²の孫で、かつ、處士の劉兆泰の娘であったとされ、その家族の構成員のなかには、署龍安府知府であった劉名震と、その息子で進士出身の官僚となった劉文麟という人物がいたことも併せて述べられている。

因みに、この劉名震と劉文麟の両人を併せて採りあげている先行研究はほとんどなく、概ね劉文麟個人の経歴・事績などに簡単に触れているものがあるに過ぎない。清代のマンチュリア、特に遼陽における文人・詩人の代表の一人としての劉文麟個人の評価を試みるものや、劉文麟がアヘン戦争の時期に執筆した多くの詩歌を採りあげてそこに愛国的な思想があったことを指摘するようなものなどであればそれらを挙げることはできる³。ただ、その父である劉名震も含め、劉文麟の出身家族が清代に如何なる歴史を経験してきたか、また、清代後期のマンチュリア南部の盛京地方社会においてその家族がいかなる社会的位置を占めていたか⁴、あるいは、いかなるかたちで他の家族や地方社会との関わりを持っていたかなどに注目するものは、劉文麟の著した詩集『仙樵詩抄』に校註・解説を施す『《劉仙樵詩抄》校註』⁵など、一部の研究成果を除き、管見の限りではほとんどないようである⁶。

そこで以下、第1章では、恆泰の同年録に記されたその妻の出身家族の一員である劉名震・文麟父子の出自と経歴をまずあらためて紹介・確認したうえで、続く第2章で、その家族(遼陽劉氏)とその構成員に関する史料の記載に基づいてその家系の基本的な性格を確認しつつ、19世紀後半の時期における遼陽劉氏の科挙との関わりについても若干の考察を加える。さらに、第3章では、劉文麟とその近親の事例から、19世紀前半における遼陽劉氏の婚姻関係の状況と特徴を確認し、第4章において、その遼陽劉氏が婚姻を結んだ相手の家族(姻族)の特徴を踏まえつつ、清代後期の遼陽劉氏に生じた変化とそれに直面したその家族集団としての対応などを中心に、その家族史に関するいくつかの指摘を試みたい。なお、本稿で参照する史料は、主として同年齒録(同年録)や地方志など既知のものに限られるもの⁷、『《劉仙樵詩抄》校註』のなかを示される情報など、中国における近年の研究成果による指摘内容も参照しつつ、遼陽劉氏とその構成員に関する情報をできるだけ詳しく紹介することに努めたいと思う。本稿のなかの史料引用部分の()内は史料原文の割註の部分であるが、それ以外の下線部や網掛け、文字枠や「/」で示した句読点の追加(それ以外の句読点は既に各史料に附されているもの)、[]内の註釈・補足、並びに「…」で示した引用省略の表示などはいずれも筆者によるものである。

1. 劉名震・文麟父子とその経歴

ではまず、劉名震・文麟父子の出自・経歴について、史料記事に基づきながら紹介・確認しておこう⁸。

(1) 劉名震

まず、劉名震という人物についてである。下掲の各記事から確認できるように、劉名震は嘉慶年間の抜貢で、その後、長年に亘って四川省の地方官を歴任した人物であった。偶然であろうか、その四川省の地方官僚としての経歴は、のちに姻族となった恆泰のそれと重なる部分を多く持っていたようである。

劉名震の伝記は、民國『遼陽縣志』卷9 郷宦志、第19葉、(一)487頁(頁数は『中国地方志集成』所

収の民国『遼陽縣志』(一)のもの。以下、民国『奉天通志』以外の各地方志に関する記載のなかの頁数は『中国地方志集成』所収の影印本の当該頁を示す)に掲載されている以下の記事が唯一のものである。

劉名震 字惺楷／又字駿聲／城東後沙許屯人／初入邑庠／清嘉慶辛酉科拔貢／充盛京覺羅學漢教習／加理藩院同知銜／任四川犍爲縣及成都縣知縣／擢龍安府知府／在蜀歷官幾二十年／爲政嚴明／去後人猶思之
なお、同書の巻10にも「劉名震 嘉慶辛酉科／見鄉宦」とあって、劉名震の名前が現れている。

さらに、民国『奉天通志』巻158にも「嘉慶六年辛酉科」の拔貢生として「劉名震(遼陽州學。四川犍爲知縣。雜谷廳同知。龍安府知府。)」という劉名震の紹介記事があり¹⁰、また同書の巻191にも、上掲の民国『遼陽縣志』巻9にある劉名震の伝記が、その息子である文麟のそれとともに引用されている¹¹。

他方、地方官として赴任していた四川省の地方志のなかにも、咸豐『龍安府志』巻6 職官 題名に、「劉名震 奉天遼陽拔貢 道光十五年署」との記載がある。その後任者の鄧存詠という人物が道光18(1838)年に知府として赴任したことがこの記載のあとに併記されていることに鑑みると、劉名震は間違いなく道光年間半ばの数間に龍安府知府であったものと考えられる。

なお、劉名震が拔貢生であったとする上掲の地方志の記載に基づき、拔貢生の同年録に劉名震に関する記事があるかどうかを確認したところ、下掲の記事を確認し得た。ただ、この記事から新たに確認し得ることは、同じ輩行に属する家族構成員のなかの長幼に関する情報にほぼ限られている。

『嘉慶辛酉[6, 1801]科各直省拔貢録』(京都大学人文科学研究所 所蔵) 一帙二冊(『嘉慶辛酉科各直省鄉試録』と同帙) 第一冊 奉天 第一葉表
劉名震 號靖菴 行四 遼陽州人

以上、上掲の各地方志のなかの記事からは、劉名震の学位・履歴・政績などの基本的な個人情報はいくらか確認できるものの、その出身家族である遼陽劉氏の様子を詳しく確認し得る情報はそれらの記事にはみつからないようである。劉名震に関する記事のうち遼陽劉氏という家族に関わる情報として指摘できるものとしては、劉名震とその家族が遼陽州の州城の東にある後沙許屯という場所の出身であったという情報ぐらいであろうか。

(2) 劉文麟

他方、劉名震の子であった劉文麟は、地方官として赴任した広東省では林則徐から重んじられ、また、河南省に異動してからも、地方官として反乱の鎮圧等で活躍した経歴を持っていた著名な官僚の一人である。文人としても名高く、上司の弾劾によって左遷を余儀なくされた後は、清末盛京の代表的書院であった萃升書院(瀋陽書院)の山長(院長)となり、詩集『仙樵詩鈔』を著している。

この劉文麟という人物に関する記載としては、まず『清史稿』巻485 列伝272 文苑2(中華書局版、第44冊、13379-13380頁)のなかの記事にその伝記を確認することができる。

至道光年間則有劉文麟、字仙樵、遼陽人。九歲能詩。以進士用廣東知縣。總督林則徐器之。權平遠、兼長樂。俗悍、喜械鬪、文麟甫蒞任、單輿遽入解之、衆羅拜、皆釋兵、俗為之易。補文昌、丁憂。再選河南沈丘。時患匪、設方略擒其渠、盜賊息迹。以忤上官劾降、遂歸、主瀋陽書院。論詩以婉至爲宗、語必有寄託。英光偉氣、一發之於詩。論者謂足繼遼東三老。有仙樵詩鈔。其門人王乃新、字雪樵、承德人。亦能詩、有雪樵詩牘。

次に、地方志のなかの各記事も併せて確認してみよう。

まず、民国『瀋陽縣志』では、「萃升書院山長」の一人として劉文麟の名前が記されているだけであるが¹²、劉文麟の出身地と考えられる遼陽州のその地方志の一つである民国『遼陽縣志』のほうには、「郷宦志」と「文學志」のいずれにも、劉文麟の伝記がやや詳しく掲載されている。

◆民国『遼陽縣志』巻9 郷宦志、第19葉、(一) 487-488頁

劉文麟 字仁甫／號仙樵／名震長子／七歲讀書／目數行上讀孟子謂之一夫句／瞪目問師曰／果可不謂之

君乎／道光丁酉戊戌聯捷／南宮分發廣東知縣／林文忠大器之／委署平遠／攝長樂縣事／補文昌／再選河南沈邱／沈興皖之阜陽接／捻匪出沒／履任月餘／盜賊屏跡／因揭稟積年虧帑／不合上官意／入計典降調／計到官九十九日／耆老籲請於太守曰／周敬修官阜陽／沈邱無盜／今劉令官三月／沈邱無盜／阜陽亦無盜／願爲百姓留弗省／又走詣關／或以留官非例沮止之／母張氏先歸京師／狀其事／御史中丞李文恪密疏／請派員往辦／當事者懼陰重賄／囑使誣伏／文麟曰／不能爲國家塞漏／卮忍取賄／誣母誤控耶／竟以掩覆結案／遂歸里奉母／時髮逆方熾／海氛甚惡／每談時事／聲淚俱下／主講瀋陽書院五年／倭文端甚敬重之（另見文學）

◆民國『遼陽縣志』卷14 文學志，第3-4葉，（一）612-613頁

劉文麟 字仁甫／號仙樵／年七歲／讀書目數行下九歲／隨父之蜀龍安府任／偶拈韻語／便英氣逼人／由進士／歷官廣東平遠／河南沈邱諸縣／解任／歸主講萃升書院／著有仙樵詩鈔刊行／堂弟兆所／字青門／家貧工詩／著有自娛集

また、同書の巻10にも、道光年間における文科挙の進士の一人として劉文麟の名前がみえ¹³、民國『奉天通志』巻150にも、萃升書院山長の一人としてその名前が挙げられ¹⁴、かつ、進士及び舉人及第者の一人としても、同書巻154と巻155にその名前を確認することができる¹⁵。さらに、同書の巻191と巻212にも、それぞれ民國『遼陽縣志』と『清史稿』の記事を引用した劉文麟の伝記が掲載されている¹⁶。

以上が、各地方志のなかの劉文麟に関する伝記記事である。ただ、その一部にやや詳しい記載は含まれているものの、それらは概ね劉文麟の個人的経歴に関する内容に止まっているといえよう。

さて、劉文麟に関する情報を確認するうえで、上掲の各地方志における伝記記事の他にその参照が不可欠なのは、劉文麟の著した詩集『仙樵詩鈔』に収録されているいくつかの文章である。その一つは、崔寶樹という人物が著した『仙樵詩鈔』の序文である。これは主に、彼の文人・詩人としての事績、彼と関わりのあった文人たちとの交流などととも、人生に苦悩する劉文麟の様子を述べつつ、その実直な人柄を讃えている文章である。民國『遼陽縣志』巻32上 序記志に引用されているものをここに示そう。

仙樵詩鈔序

（昌黎）崔寶樹（子玉）

歳己巳／同人梓仙樵遺詩竣／屬序於余／余謂仙樵不僅以詩傳也／仙樵以詩傳世／容有議其涵養未至者／烏足知仙樵／予與君／曩不知名／辛亥／讀邸鈔／沈邱令罷官事／竊異之／繼而求之冠蓋袞袞中／知其人者率鮮／閱三年／東游千山／山寺留題／仙樵見之／遂屬西岡子締交焉／余亦竊喜／果吾意中仙樵也／余與君／離合靡常／不得數數見／見輒命酒分觥唱酬／忘昕夕／若藉此紕聰墮明不聞理亂者／一日携榼酒棹／衍水登古白巖城作重九／君飲酣／張目望南雲說／軍中韓范掀髯歌猛虎行／余笑曰／忘宦海風波耶／何其壯也／君碎杯起立／仰天悲嘯／舟子奚童／相顧失色／但聽寒濤滿山松風獵獵而已／夫士之仕也／爲安富尊榮計／一旦失勢／輒作咄咄書空態／此其志非吾所敢知也／世方恬嬉／獨起而占履霜爻／爲國家利害大端計／宜有以罄其學而竟其用／終亦山巔水湄顛顛以沒／至今讀其詩／慨然見憂時病俗之所爲／嗚呼／豈僅仙樵之不幸也哉／昌黎崔寶樹／題於塾中客館¹⁷

一方、そのもう一つが、劉文麟に関する最も詳しい記載の一つとして挙げられる、陳玉章という人物の著した「劉仙樵傳略」（以下、「傳略」）である。この「傳略」も、民國『遼陽縣志』巻36 傳述志と、民國『奉天通志』巻233 藝文11 文徵5 内編 文 清3のどちらにも掲載されている。やや長くはなるが、こちらに関しても、民國『遼陽縣志』に引用されているものを示しておこう¹⁸。

劉仙樵傳略

陳玉章

君諱文麟／姓劉氏／字仁甫／號仙樵／奉天遼陽人／家近衍水／晚自號衍陽山人／父名震／四川龍安知府／官蜀幾二十年／政嚴明／去則人思之／君幼聰悟／始受孟子／至謂之一夫／瞋目曰／得不謂之君耶／師愕然／稍長能屬文／尤喜爲詩／年十一／侍父任／道光丁酉／舉京兆／明年成進士／改知縣／之官廣東／而婦翁義州趙蘭友廷熙觀察淮海／就婚焉／遂溯江入蜀省親／浮泮河[貴州遵義]／到粵／林文忠時督粵／甚器之／使行平原長樂縣事／俗悍喜械鬪／殺人買囚以抵／君初蒞任／少君年易之／君遽從人肩輿往／違村數里／鉦聲震地／吏白還輿／君怒曰／此脅官故智耳／從容入則釋／兵羅拜／縛罪人獻／英夷造釁／邑近海人洶懼／君倡士民／出賞／爲守禦計／人賴以安／補文昌／父憂去職／服除赴選／久不補官／乃假歸／與處士馬西岡瑀林諸人／結詩社／春秋佳日／載酒爲千山游／數年選補河南沈邱／地與皖阜陽鄰／捻賊所出沒／君設方略／擒其渠數人／遠近肅然／君嫻律令／判決明允／吏無敢欺／旋以發積年庫虧／忤上官旨／攬入計典／降二

級調／父老乃走籬其守曰／周敬修令阜陽／而沈邱無盜／劉令官不百日／沈邱無盜／阜陽亦無盜／乞爲民留之／弗省／復詣闕上書／而給諫項城袁端敏公午橋／止之曰／留官非例／事不得白／且禍劉君／父老歎恨而返／咸豐初／君覲交代留汴／母張恭人先歸道京師／痛子冤狀其事／御史臺中丞李文恪／復密疏／沈邱一小縣／至虧帑大萬／他邑可知／請飭查／許之／當事者懼／陰重賂昭使誣伏／君毅然不可／卒掩覆入奏／命引見循例以丞降用／乞歸養母／不復求仕／時與其二三同志／觴詠山水間／會王曉坪樹滋太史／延主講瀋陽書院／閉門課士／不以一紙通當路／君長五尺／豐頰而削頤／鬚眉散朗／目睽睽有光／而厓岸／不可干以與人語／合則終日無倦容／有不衷於理／面折之後／進有一善／稱道弗置／倭相國爲留都司私農／雅重君／既而相國內召／太史亦入山／遂徹講席／君善奕／弟玉山書麟／亦好之／酒闌則授以三子／著一二局／意欣然／適草廬數十年／僅庇風雨／布衣疏食晏如也／嘗招余讀書千山／每酒酣語時事／輒嘆曰／國家之敗／由官邪也／始病民／終病國／耗羨歸公之弊也／又時方患盜／君曰／官廉則盜息／不激其源／曷益乎／尋母病歿／君因患咯血／同治丙寅冬／余將赴都／謁別君／子乾生／方五歲／撫謂余曰／兒殊不惡／他日幸爲誨之／語卒氣不能屬／余爲惻然／明年二月卒於家／年五十三／西岡輯其詩／如干篇／爲卷十二／遺篇別爲卷／屬余校刊／又掇其行／實爲小傳／余復加詮次補其闕／俾讀君詩者／得考其蹟／云

論曰／公不蘄人知／世亦鮮能知之／其或知君詩耳／早爲林公所賞／晚見重倭公／二公固非知君以其詩者／君再爲令率嚴厲／有父風／嘗曰／牧去害馬者而已／在沈邱／日與鄰邑／期捕盜／而解任卒如期往獲盜／歸曰／豈以去就易吾心哉／君去官數年／淮南北盜大起／民死亡大半／乃知君非空言也／卒被史議／以詩人終／悲夫／時同治九年／歲次庚午八月／外弟陳玉章／撰次

陳玉章によるこの「傳略」にも、劉文麟の文人としての活動や実直な人柄、さらに彼の苦悩などが詳しく記されているが、これに併せ、この文章からは、劉文麟に関するより詳しい個人情報も得ることができる。例えば、劉文麟が同治6(1867)年に53歳で亡くなっていることなども記されているが、この記載によれば、劉文麟の生年が1810年代半ば前後にあたることになるため、劉文麟と、その「めい」にあたる女性を娶った恆泰の両人は、劉文麟が一代上にはなるものの、ほぼ同じ年齢の人物であったということなどがわかる。また、本稿の検討課題に照らしてここでさらに注目しておきたいのは、この「傳略」には劉文麟の家族やその歴史に関する情報も一部併せて記されている点である。

例えば、文麟の出身地や父の名震に関する情報の他に、母の張氏に関する逸話なども記されている。それによると、文麟が上司の讒言によって左遷された際に、その抗議のために母の張氏が北京で上訴したという。また、この「傳略」には、その他の親族に関する個人情報や逸話も簡単なながら記されており、例えば、文麟の弟である書麟は、文麟が帰郷して書院長をしていた頃に酒席をともしていたり、文麟の子の乾生が文麟の晩年になお幼少であったりしたことなども述べられている。

因みに、この「傳略」には登場しないものの、劉文麟の遠戚にあたる人物に関する個人情報のうち、地方志の記事のなかで確認できるものもある。文麟の遠戚の一人として「劉兆所」と記されている人物についての記事である。民國『遼陽縣志』には、劉文麟の伝記として、

劉文麟 字仁甫／號仙樵／年七歲／讀書目數行下／九歲／隨父之蜀龍安府任／偶拈韻語／便英氣逼人／由進士／歷官廣東平遠／河南沈邱諸縣／解任／歸主講萃升書院／著有仙樵詩鈔刊行／堂弟兆所／字青門／家貧工詩／著有自娛集 [民國『遼陽縣志』卷14 文學志, 第3-4葉, 612-613頁。]

とあるが、この記事のなかの、筆者が下線を施した部分には、劉兆所が劉文麟の「堂弟」(従弟)として紹介され、経済的には生活が苦しかったものの、文才に富み『自娛集』を著したことが述べられている¹⁹⁾。

最後に、上掲の各史料記事以外で劉文麟の経歴に関する情報を記すものの一つとして『清代官員履歷檔案全編』に収められる履歷檔・履歷單もある。そのなかの劉文麟に関する記事もここで確認しておこう。当該書の第25冊(履歷檔・道光朝 道光30年2月)には、

◆難(簡缺)知縣

劉文麟／奉天進士／祖籍直隸／年三十四歲／由捐輸雙單知縣／原選江蘇鎮洋縣知縣／親老題明／改選近省／今籤掣河南陳州府沈邱縣知縣缺 [『清代官員履歷檔案全編』第25冊 466頁下段]

◆臣劉文麟／奉天遼陽州進士／祖籍直隸／年三十四歲／原選江蘇鎮洋縣知縣／親老題明／改選近省／今籤

という二つの記事があることが確認できる。劉文麟の、官僚としての履歷の他にこれらの記事から確認できる情報としては、その祖籍が直隸省にあったものの文麟自身は遼陽の出身であったこと、沈邱縣知縣に任じられた道光30(1850)年の時点でその年齢が34歳であったことなどが挙げられるが、ただ、いずれも概ね、地方志等の諸史料からも得られる官僚としてのその経歴をいくらか詳しく述べている記事として理解しておくべきものであろう。

以上、本章では、地方志その他の史料のなかの劉名震・文麟父子に関する記事・記載をまず確認してきたが、これらの各記事は、彼ら父子の親族の一部に関する簡単な紹介を除けば、概ね彼ら自身の経歴などに関する内容に限られており、その家族の構成や歴史などについての詳細はほとんど記されていないことが確認できよう。そこで、次章では、彼らの属した家族(遼陽劉氏)の構成やその歴史に関する記載を持つ別の史料に基づきながら、遼陽劉氏の家系とその歴史の一端をいくらか詳しくみてゆこうと思う。

2. 清代の遼陽劉氏とその家系 ——19世紀前半におけるその科挙受験にも触れつつ

前章では、主に地方志のなかの各記事から、劉名震・文麟父子の経歴や事績を確認したが、それらの記事から確認し得ることは、一部の家族構成員の紹介を除けば、概ね彼ら自身の経歴などに止まっているようである。そこで、前稿までで筆者が多用してきた手法とほぼ同じ格好にはなるものの、劉文麟とその家族に関して、そのような記載を持つ同年録を参照することが可能なので、その記載内容に拠りながら遼陽劉氏とその歴史の一端を確認してみたい。まずは、一部の省略を施すも、その同年録の記載をほぼそのままに掲載しておく。

『道光戊戌[18, 1838]科會試同年齒錄』(京都大学人文科学研究所 所蔵) 一帙四冊 第二冊

劉文麟, 字仁甫 一字聖知 號仙樵 行一 又行六 嘉慶乙亥年十月初六日卯時生 奉天府遼陽州 附生 民籍

—— (上段) ——

始祖父 重寅 原籍直隸昌黎縣 順治八年遷居遼陽

始祖妣 氏管

高祖父 輔臣

高祖妣 氏王

曾祖父 廷楨 例贈文林郎

曾祖妣 氏王 例贈七品孺人

祖父 秉彝 歲貢生 候選訓導 誥贈朝議大夫

祖妣 氏陳 武庠生連中公堂姊 誥贈恭人

—— (*「-----」は原典のなかの各葉の区切りを示す。以下同じ。)

氏沈 誥贈恭人

氏吳 誥贈恭人

祖母 氏曹 誥封恭人

父 名震 辛酉拔貢 盛京覺羅學教習 欽加知府銜 四川直隸理番同知 現署龍安府知府

妣 氏李 誥贈恭人 庠生候選州同逢春公長女

母 氏張 誥封恭人 國學生勤公胞姊

生母 氏趙 例贈七品孺人

重慈具慶下

業師 [省略]

郷試中式第六十九名
會試中式第一百四十名
殿試第 甲 名
欽點 即用知縣

---- (下段) ----

曾叔祖 廷相
叔祖 宗德 敕贈文林郎 贈朝議大夫 宗學 例贈徵仕郎
堂叔祖 宗善 宗儒 宗亮
胞伯 奉元 國學生
胞叔 名昭 嵩齡 恩貢生 候選州判 出嗣三叔祖
堂伯 名元 附貢生
堂叔 名赫 永齡 歲貢生 候選訓導 名沛
從堂叔 名魁 名立
胞弟 慶麟 業儒
堂兄 石麟 業儒
從堂兄 兆鼎 兆升 貢生 兆泰 嘉麟 業儒

[從?]堂弟 芝麟 業儒 熙麟 業儒 玉麟 幼
再從堂兄 兆亨 庠生 兆萃 兆益 增生 兆科 業儒
再從堂弟 兆所 業儒
族兄 奪錦 庠生
嫡堂姪 恩榮 業儒 恩貴 恩明 俱幼
從堂姪 克一 業儒 克允 常安 常和 常慶 俱業儒
媪趙氏 辛未進士欽加知府銜現任揚州府同知 名廷熙公次女 國學生 名日吉公 邑庠生 名日亨公胞妹

族繁不及備載

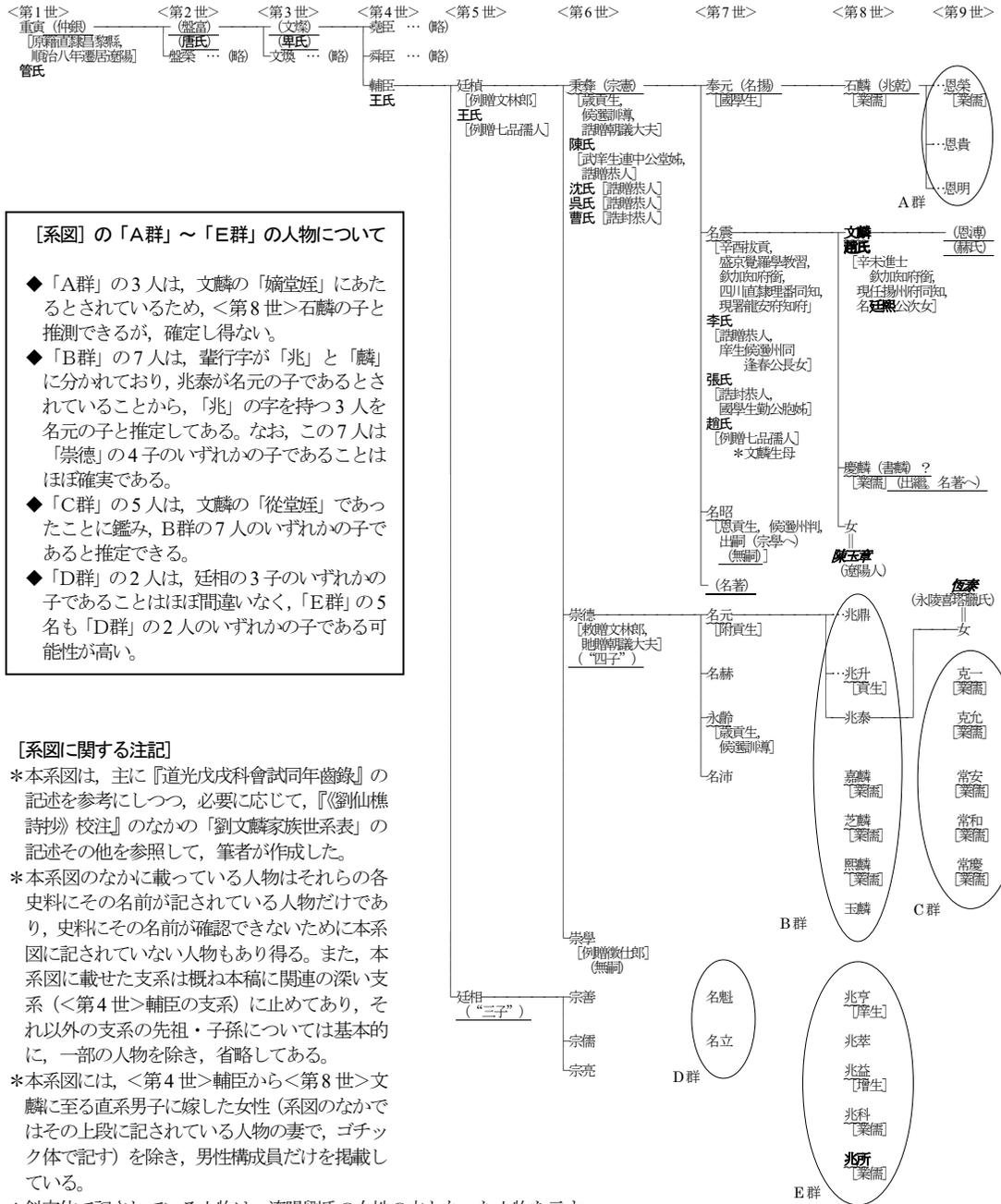
以上が、『道光戊戌科會試同年齒錄』のなかの劉文麟の履歴を記している部分であるが、この記載内容を以下で少し確認・整理してみよう。なお、前稿までと同様に、遼陽劉氏の「系図」を、劉文麟を中心として描ける範囲で筆者なりに作成してみた。それが次頁のものである(「清代後期 遼陽劉氏 系図」)。

それでは、この『道光戊戌科會試同年齒錄』と筆者作成の「系図」のなかの記載に拠りつつ、まず劉文麟自身に関する情報を確認してみたい。

劉文麟は、字を仁甫あるいは聖知といい、仙樵は号である。同輩では最年長あるいは六番目の男子とされるが、「系図」からみて、最年長というのは名震の子としてであり、六番目というのは一族としてのそれであろうと推測される。生年は嘉慶乙亥年(西暦では1815年)とある。「傳略」の記載から劉文麟と恆泰が概ね同年齢であったことが確認できることは既に指摘しているところであるが、この同年録の記載に拠れば、この二人はまさに同年齢であったことがわかる。なお、この史料では、劉文麟は奉天府の遼陽州出身の民人とされているが、この点は上掲の各地方志のなかの記事とも合致している。

次に、劉文麟の家族や先祖にあたる人々などについても確認を進めてゆこう。

清代後期 遼陽劉氏 系図 (名震・文麟父子の支系を中心に)



【系図】の「A群」～「E群」の人物について

- ◆ 「A群」の3人は、文麟の「嫡堂姪」にあたりとされているため、<第8世>石麟の子と推測できるが、確定し得ない。
- ◆ 「B群」の7人は、輩行字が「兆」と「麟」に分かれており、兆泰が名元の子であるとされていることから、「兆」の字を持つ3人を名元の子と推定してある。なお、この7人は「崇徳」の4子のいずれかの子であることはほぼ確実である。
- ◆ 「C群」の5人は、文麟の「從堂姪」であったことに鑑み、B群の7人のいずれかの子であると推定できる。
- ◆ 「D群」の2人は、廷相の3子のいずれかの子であることはほぼ間違いなく、「E群」の5名も「D群」の2人のいずれかの子である可能性が高い。

【系図に関する注記】

- *本系図は、主に『道光戊戌科會試同年齒錄』の記述を参考にしつつ、必要に応じて、『《劉山樵詩鈔》校注』のなかの『劉文麟家族世系表』の記述その他を参照して、筆者が作成した。
- *本系図のなかに載っている人物はそれらの各史料にその名前が記されている人物だけであり、史料にその名前が確認できないために本系図に記されていない人物もあり得る。また、本系図に載せた支系は概ね本稿に関連の深い支系 (<第4世>輔臣の支系) に止めてあり、それ以外の支系の先祖・子孫については基本的に、一部の人物を除き、省略してある。
- *本系図には、<第4世>輔臣から<第8世>文麟に至る直系男子に嫁した女性(系図のなかではその上段に記されている人物の妻で、ゴチック体で記す)を除き、男性構成員だけを掲載している。
- *斜字体で記されている人物は、遼陽劉氏の女性の夫となった人物を示す。
- *系図中の< >のなかに記した世代は、重寅(仲銀)をその始祖として数えたものである。
- *各人物の名前の下にある[]内の記述は、その人物の生年や経歴などに関するものである。
- *科挙受験者(生員の資格を持つ人物や「業儒」とされている人物も含む)の名前の下には波線を附してある。
- *「……」とあるのは、その人物の子孫に関する記述を省略している部分、あるいは、その部分の隣同士に記載されている各人物間の長幼関係が不確かな部分を示す。
- *系図中の「文麟」の妹、及び「兆泰」の娘にあたる人物については、「女」と記してある。

まず、文麟の直系に位置する人物についてである。この劉文麟の家族の始祖にあたるのが、第1世の劉重寅(『劉仙樵詩抄』校注)に収録されている「劉文麟家族世系表」(以下、「世系表」とのみ記す)では仲銀とされている)である。この同年録によれば、この重寅の原籍は直隸省の昌黎縣であり、順治8(1651)年に遼陽に移住したことがわかる。つまり、この遼陽劉氏は清初のマンチュリア南部に移住した漢人家族の集団の一つであったことになる。

この同年録には、第1世の重寅から高祖父(「系図」では第4世)の輔臣までの記載はないが、「世系表」によれば、この間に二世代(第2世盤富と第3世文燦)があったことがわかる。第4世の輔臣には、二人の兄がおり(堯臣・舜臣)、子には廷楨・廷相がいた。このうちの廷楨が文麟の曾祖父にあたる人物である。

廷楨には三子があり、順に宗憲(同年録では秉彝)・宗徳・宗學となっている。宗憲の子は三人(あるいは四人)、宗徳の子は四人いたが、宗學には実子はいなかったとされる。そのため、宗徳の子のうちの名昭(あるいは名著)がこの宗學の養子となったようである。因みに、宗徳の四子のうちの長子にあたると思われるのが劉名元である(この孫娘にあたる人物が永陵正白旗滿洲喜塔臘氏の一員であった恆泰に嫁いだ女性である)。

さて、文麟の父名震は、宗憲の次子にあたる人物であったが、同年録と「世系表」のどちらにおいても、その名震の子は二人いたとしている。長子の文麟と次子の慶麟(「世系表」では書麟)である。因みに、この点も、前章で紹介した史料のなかの記事と合致している。

劉文麟は少なくとも一子を儲けたようである。同年録が作成された時点ではその子に関する記事はないが、「世系表」には恩溥という名前がみられている。以上が劉文麟の直系の人物に関するものである。

これに引き続き、傍系に位置する人物についても簡単に触れておこう。文麟の実弟である慶麟(書麟)は、父名震の実弟にあたる名著の養子となっている。また、恆泰の同年録に登場する、劉名元の息子の劉兆泰という人物は、劉文麟の同年録によれば、宗徳の孫にあたる人物の一人とみなされていて、この二つの同年録におけるそれぞれの情報の間に齟齬はない。ただ、劉兆所については、上掲の地方志の記載では劉文麟の「堂弟」(従弟)にあたる人物とされているが、文麟の同年録では、第5世の廷相(文麟の曾祖父の実弟)まで遡ってその曾孫にあたる人物とされていることから、地方志のなかの記載については広義の「堂弟」とみなす他はなく、むしろ同年録にある「再從堂弟」、すなわち、遠戚にあたる同輩の一人と位置付けておくほうが妥当であろうと思われる。また、石麟(兆乾)という人物は、同年録では文麟の「堂兄」とされているが、「世系表」によれば、名震の実兄の奉元(名揚)であることがわかる。

以上、遼陽劉氏の構成員とその族内関係を中心にこの家族の家系を簡単に紹介したが、以下では、この遼陽劉氏の科挙受験に関する事柄についてもいくらかの確認と考察を加えておきたい。

ほぼ同年録に示される情報からだけの確認にはなってしまうが、その同年録のなかに科挙に関わる資格・学位が明示されている人物は、最も早い世代では、第6世、すなわち劉文麟の世代からみて二つ上の世代に位置する、文麟の祖父の宗憲(同年録では秉彝)だけである。それ以前の世代、すなわち第5世よりも前の世代では、そのような資格・学位が明示されている人物はいないようである。逆に、宗憲(同年録では秉彝)の世代に続く第7世、すなわち文麟の父の世代では、実父の劉名震とその兄である奉元(秉彝)、宗徳の子である名元・永齡兄弟など、科挙に関する資格・学位を持つ人物が散見されており、また、文麟の世代である第8世になると、文麟の他、堂兄の石麟(兆乾)や実弟の慶麟(書麟)、名元の子の兆升、さらには、第5世廷相の曾孫にあたる兆亨・兆益・兆科・兆所など、そうした資格・学位を持つ人物が多く現れるようになっていく。第9世においてもそうした資格・学位を持つ人物が多く輩出されているようであるが、ここに處士であった第8世の兆泰も含めると、この遼陽劉氏では概ね、第7世以降に、科挙に関する

る資格・学位を持つ人物が増加していることがわかるであろう。すなわち、劉文麟の曾祖父の世代である第5世までは、科挙合格者や科挙受験を志す者(学生や「業儒」など)は確認できず、概ね子孫の政績によって与えられた散官職・封号を持つに止まっていたものの、それ以降の世代になると、多くの男子構成員が科挙受験への指向を持つようになっていく、という纏めが可能になる。

以上から、遼陽劉氏の科挙受験に関する時期的推移としては、以下のような特徴を抽出できるであろう。遼陽劉氏は第6世の時期になって本格的に科挙試験を指向するようになり、第7世の世代からは抜貢を輩出するなど科挙合格者を出し、かつ科挙を志して官僚を目指す者も多くなっていった。そしてさらに、第8世の世代になると、その文筆・詩歌で著名になった人物(例えば、文麟やその従兄弟の兆所など)も複数輩出するようになっていたと考えることができるのではなかろうか。

因みに、この第6世の人々が生存していた大凡の時期を推定してみると、この第6世は概ね、乾隆年間の中盤、つまり18世紀半ばからその後半の時期に生存していた世代となるように思われる。第1世の人々が17世紀半ばの順治年間に生存しており、かつ、文麟の生没年からみて第7世に属する人々が生存していた大まかな時期を19世紀前半頃であったと仮定すると、このように大まかに推測できるわけである。そして、もしこの推測に大きな誤りなどがなければ、この遼陽劉氏の家族集団は、マンチュリア南部の遼陽州に移住してきてから概ね100年ほどを経てようやく科挙官僚家族への道を歩み始め、それが19世紀前半の時期に成就しつつあった、と指摘できることになる。

遼陽劉氏は、清初の17世紀半ばに直隸省東部の昌黎縣から移住し、遼河流域の遼陽に定着し、そして、ほぼ1世紀を経たのちにその地で科挙試験への準備を本格化させ、それが19世紀前半の時期になって結実した。すなわち、遼陽劉氏にとっての18世紀末から19世紀初頭にかけての時期は、その家族集団が漢人科挙官僚家族となるその原点の時期にあたっており、その地で政治的・社会的に台頭し始めた時期であった、といえるのではなかろうか。

3. 清代後期における遼陽劉氏の婚姻事例 ——19世紀前半、劉文麟とその周辺を中心に

筆者は、前稿までの各拙稿において、マンチュリア南部に拠点を持ち、新興科挙家族として台頭しつつあった家族集団が別の科挙官僚家族との婚姻関係を構築する試みを模索していたことを、いくつかの事例を挙げながら紹介してきたが、それに引き続き、本稿でもこの遼陽劉氏における婚姻関係のありようの一端を垣間見てみたい。本章では、前章で紹介したこの遼陽劉氏の家系とその歴史のなかの、特に劉文麟に関わる部分の婚姻の状況に専ら注目してみようと思う。

なお、筆者が本稿で作成した「系図」には概ね、文麟の直系にあたる先祖の配偶者しか記されていないが、これは、その「系図」を作成する際に筆者が参照し得た史料が同年録と「世系表」に限られているからである。既に紹介したように、この遼陽劉氏の族譜は現存しているようであるものの、筆者は未見であるため、文麟の直系以外の人物の配偶者の出身家族に関しては、現時点では不詳の女性が殆どである。因みに、文麟の直系の先祖の配偶者の一人である文麟の母の張氏については、同年録と「世系表」ともに名震の妻であると記されていて、劉文麟個人に関する伝記のなかの記載内容との間に齟齬はみられない。

以上のことから、現時点では、この劉文麟の母張氏を除けば、遼陽劉氏の女性を娶った男性や、遼陽劉氏の男性に嫁いだ女性に関する比較的詳細な情報を、同年録と「世系表」のなかの記載から確認し得る人物は、凡そ以下の人物に限られることになる。

(1) 劉文麟の姪：永陵喜塔臘氏の恆泰との婚姻

まず、遼陽劉氏と永陵の満洲旗人家族の喜塔臘氏との間の婚姻によって恆泰の妻となったのが、劉文麟

の姪にあたる人物である。この婚姻自体に関しては既に前稿でも検討を済ませているが、ここでもう一度、恆泰の同年録の文末にある、その婚姻に関わる部分を再録しておこう。

娶劉氏 遼陽州附貢生諱名元孫女 欽加知府銜四川直隸理番同知 現署龍安府知府 名名震公姪孫女 處士諱兆泰公女 丁酉科舉人戊戌連捷進士即用知縣 名文麟公姪女

ここには恆泰の妻に関する記述があり、その妻は「劉氏」と記されている。また、その女性は、遼陽州の附貢生であった劉名元の孫で、處士の劉兆泰の娘であったとされ、かつ、その一族の構成員には、署龍安府知府であった劉名震と、その息子で進士出身の高級官僚となった劉文麟という人物がいたと述べられている。前稿で既に、永陵の喜塔臘氏からみたこの婚姻の動機や意義についてはその説明を済ませているが、ここでは逆に、遼陽劉氏の側からみたその動機・意義について少し考察を加えておきたい。

前稿でも既に述べたように、永陵の喜塔臘氏は、清代後期の時点でもなお「国戚」として代々永陵の守護を担っていた名家の家系であり、かつ、一族内から科挙合格者・科挙官僚を輩出しつつ、その社会的地位を高めようと試み始めていた家族集団であったが、これを遼陽劉氏の側からみれば、この喜塔臘氏の家系とその歴史は、科挙官僚家族としての地位を築き始めていた自身の歩みと軌を一にするものであったことになる。「国戚」としての地位と代々永陵の守護を担った名家の家系の伝統を既に兼ね備えていたうえにそうした科挙への新たな指向を加えたこの喜塔臘氏が持つ満洲旗人の家系・家柄は、当時の遼陽劉氏にとっても魅力のあるものであったに違いない。

すなわち、遼陽劉氏にとって、自らの家族の女性と、満洲名家の家系の一員であった恆泰との間に婚姻関係を構築することは、マンチュリア南部の地方社会において自身の家柄を高めるその契機となり得たものであったと推測できる。つまり、この婚姻は、新興の漢人科挙家族と、政治的にも社会的にも有力で長い歴史の伝統を持つ満洲旗人名族との間の繋がりを意味する事例の一つであり、また、そのような婚姻が成り立つ要因として、両集団ともにこの 19 世紀前半期に、同じく科挙受験への指向を持っていたという共通性を指摘することができるのではなかろうか。マンチュリア南部における漢人の持つ文学的才能と満洲旗人の持つ政治的地位とが交差する一齣として、この婚姻を位置づけることができるようにも思う。

(2) 劉文麟の実妹：遼陽の文人の陳玉章との婚姻

次に、陳玉章の妻となったのが劉文麟の実妹であった。劉文麟の「傳略」を著した陳玉章は、自身が劉文麟の「外弟」であることをその文末に自署している。また、『《劉仙樵詩抄》校注』のなかの「傳略」に附されたその校註者による註釈(当該書5頁)では、陳玉章も劉文麟と同じく遼陽出身の人物で、劉文麟の妹を妻とした人物、つまり、劉文麟の義弟であったと解説されている。この陳玉章という人物自体に関しては、管見の限りこれ以上には詳細な記載がみつかっていないため、現時点では不詳のままとせざるを得ないものの、おそらくは同郷の文人一家に生まれた人物であったことだけは概ね間違いないだろう。

(3) 劉文麟の妻：錦州・義州の漢人名家出身の趙廷熙との婚姻

最後に、劉文麟の妻についてである。この婚姻に関連する記事を以下まずいくつか提示しておこう。

上掲の「劉仙樵傳略」のなかの一節に、「道光丁酉／舉京兆／明年成進士／改知縣／之官廣東／而婦翁義州趙蘭友廷熙觀察淮海／就婚焉」とあることから、劉文麟が道光戊戌(18, 1838)年に進士及第して知縣として赴任し、廣東に赴いた際に、義州の出身で当時淮海道であった趙廷熙がその娘を劉文麟に娶わせたことがわかる。また、劉文麟の同年録のほうには、「媵趙氏 辛未進士欽加知府銜現任揚州府同知 名廷熙公次女 國學生 名日吉公 邑庠生 名日亨公胞妹」とあり、劉文麟は趙氏を娶ったが、この趙氏は辛未科の進士で現任の揚州府同知である趙廷熙の次女で、國學生の日吉と邑庠生の日亨の実妹である、といった記載内容も確認できる。これらの記事によれば、劉文麟が趙廷熙の娘を妻としたことは間違いないであろう。

では、劉文麟の舅にあたるこの趙廷熙という人物はどのような人物であっただろうか。地方志その他の史料のなかの趙廷熙の伝記記事を確認しておこう。

◆『民國『錦縣志略』卷15 人物上 清, 第14-15 葉, 595-596 頁

趙廷熙/字蘭友/義州人/住錦縣/恩貢生/候選教諭/汝楷公第三子/太夫人徐氏/以四子俱業儒/無資生計/命貿易數年/而非所好也/旋改業儒入泮/嘉慶辛酉/舉於鄉/辛未/成進士/以中書用/甲戌隨蹕木蘭/乙亥扈蹕樂陽/陞起居注主政/調戶部主政/充方畧館分校/國史館校閱/丙子兼充玉牒館協辦纂修/丁母憂/起復後/改同知官揚州府同知/以辦賑務/保陞知府/署揚州府知府/補淮安府知府/旋陞淮海道/加布政使銜/告歸抵家/精神強健/頤養者垂/廿年卒/年八十餘/當其未仕時家貧甚/年甫十齡/先德即棄養/至無以爲棺/賴太夫人摒擋釵珥事乃辦/親友有助賻者不受也/太夫人/以養以教/動中律度/以故四子皆成立/而廷熙/官尤顯/京外數任/皆有政績/以年遠不得其詳/故所志止此/子二/長鴻吉/字迪齋/以任子官貴州/以直隸州候補/回籍後/辦理地方公務/機牙肆應/又捐修錦縣考棚/煥然一新/有碑記其事/今無存/又捐修凌川書院/及常年經費/生童膏伙/獎賞有條不紊/寒家士子/多得其力/以故/中會日多/文風益振/子祖模/邑庠生/孫良璧/邑庠生/宗璧/現充錦縣會計科科員/次鴻儀/字心泉/以廩貢捐主事/分戶部/工詩文/有蝴蝶詩三十韻行世/石琴鐵硯軒詩稿待梓/子祖蔭/邑庠生/以教習知縣出仕/歿王事/孫宗延/以難蔭/官吉林同知/子孫至今昌盛/ 20

◆『義縣志』中卷第12 人物志上 列傳, 第108 葉, (三) 679 頁

趙廷熙/字蘭友/趙汝楷之子/趙瑜之孫/明萬曆狀元(戊戌)趙秉忠之裔/由嘉慶辛未進士/內閣中書/方畧館分校/國史館校閱/玉牒館協辦侍讀/甲戌/隨蹕木蘭/乙亥/扈蹕樂陽/道光八年/官起居注主事/調戶部主事/十五年/署鎮江府/十八年/戊戌擢淮安府知府/二十年庚子/升江南淮海道/以功欽加二品銜/官於畿/轉以直聲著聞/其歷外官也/則所至有聲/書法仿劉墉/人稱劉墉第二/又善畫蘭/遂以書畫名/於時每書畫/輒題酒國長春道人/年八十三/卒於錦廬/適督學使者彭邦嘯/試臨錦邑/誼係同年/爲之成主/並代邀四城教官/充通引贊禮/頗極一時之榮/迄今/人士猶馳稱/其遭逢難遇云/子二/長鴻吉(原名日吉)/次鴻儀(原名日口[亨? 文字が不明瞭])/孫六/曾孫五/玄孫五/六世孫一/

◆『清代官員履歷檔案全編』第3 冊 82 頁 履歷單・道光朝 道光22 年4 月 趙廷熙

趙廷熙/現年六十一歲/係奉天錦州府義州民籍/由嘉慶十六年辛未科進士/引見以內閣中書用/歷充方畧館校對/玉牒館協修/委署侍讀/道光三年/補授中書實缺/充國史館校對/四年升補起居注主事/十一年/京察一等記名/旋調戶部主事/是年/籤升江蘇揚州府總捕同知/充壬辰科鄉試同考官/十三年/署鎮江府知府/十五年/奉委管理泰甯事務/因前在署鎮江府知府任內/辦理賑恤並勸捐義賑/尤為出旨/以知府儘先升用/先換頂帶/歷署揚州府徐州府知府事/十八年/升補淮安府知府/十九年/赴部引見奉旨/准升補淮安府知府/二十年升署淮海道/二十一年題請實授/二十二年三月/請咨赴部/本年初一日/由吏部帶領引見奉旨/准其實授

下線部の記載を中心にして、これらの各記事からは、趙廷熙が嘉慶の進士で、京官(中央官)から地方官へと転出して揚州府・淮安府の知府を歴任したのち、淮海道となった官僚で、八十歳代まで生きたことがわかる。また、彼自身が書画に長けていたことなどの他に、その出自に関しても、彼は義州出身で錦州に居を置く人物で、明代末期から歴々科挙合格者を輩出していた一族の末裔であったことが確認できる。さらに、この趙廷熙の功績もあって、その子孫は清末民国期に至ってもその地で繁榮し続けていたことも併せて窺える。

これらに加え、以下、この趙廷熙という人物の出身家族に関する記事を持つ他の史料も併せて確認してみよう。義州や錦州の各地方志には、趙廷熙の出た趙氏という家族集団が、義州や錦縣など錦州府内で著名な家族の一つとみなされていたことが掲載されている。

◆『義縣志』中卷 建置志 公署弁言, 第24 葉, (一) 419 頁

部署紀于說文/解署詳于廣韻/蓋以署者位之表也(魯語)/凡官衙/概曰署/所以表明其治事之地也/署而曰公/有二義焉/一其之謂也/自古流官/改官不改署/諺語所爲/留鐵打衙門流水官之說/一私之對也/在公言公/在私言私/子游宰武城/所爲得非公事/未嘗至于偃室之人/吾邑有公署/自遼創建崇義軍節度署始/歷金元明清四代/民國又改爲稅捐徵收總局/其次則金之弘政縣令署/越元明清三朝/民國改爲縣政府/再次則爲元學署/明置訓導/清置學正/民國改爲職業學校/此署所由爲公也/千百年後/猶得共之也/吾鄉人士/自遼馬氏(姓馬/名人望)/金耶律氏(姓耶律/名履/辨材/楚材之父)兩

文獻公／元王光祿（姓王／名珣／光祿大夫）／明賀恭靖（姓賀／名欽／諡恭靖）兩公／以及有清梁（順治進士梁儒／順治舉人梁繼祖／梁述祖／康熙舉人梁文科／梁遂等）／趙（雍正進士趙好義／雍正舉人趙好賢／趙瑜／乾隆舉人趙汝桂等）／王（乾隆進士王猷／乾隆舉人王仲／王柱／王士方／王化涵／王梅／嘉慶舉人王待聘／王旭齡等）／劉（嘉慶進士劉廣澍／嘉慶拔貢劉廣澗／道光舉人劉廣澗／劉元受／光緒歲貢劉麟奎等）／李（道光進士李維藩／李鶴年／道光拔貢李維屏／同治拔貢李光瑜等）諸氏／有時或因公投刺公署／否則未聞片紙入公門者／更足以證／署之爲公／而不得談私事／作私謁也／私于何有／總遼金元明清／以及民國各公署外／若滿漢旗官廳／若營司局所／若其爲會也／若其爲處也／若書院／義學／若義塚／義地／若報館／若學堂／若庫／若倉／若牢／若門／若舖／若天主耶穌兩教堂／若清真寺／若橋樑並交通稅捐各機關／無一非各治其事之地也／無一非公共各治其事之地也／無一非公共各治其事而毫釐不容參以私之地也／故連類誌之／以待後來之考證者

- ◆民國『義縣志』中卷第12 人物志上 氏族 清 漢族 第21 葉，(三) 506 頁

趙氏（義州常足社十甲民籍／世居城南團山子／現居義縣及錦縣城內）

一世文（字闡然／明永樂間／由山東日照縣／遷直隸昌黎縣城西南莊坨）／至九世維正（太學生／勅贈文林郎／明萬曆戊戌狀元趙秉忠〔日照趙氏の出身〕字季卿之裔／清康熙間／始遷奉天義州）／……

- ◆民國『錦縣志略』卷之16 人物下 氏族 趙氏，第41 葉，630 頁

趙氏 始遷□〔奉?〕天／一世名羅〔維?〕正／二世雲步／皆以子孫貴／誥贈文林郎／三世瑜／雍正乙卯科舉人／歷任直隸鹽山縣知縣／長蘆廣積庫批驗鹽引廳海豐越支蘆鹽運同知／四世汝桂／乾隆己卯科舉人／盛京覺羅學教習／歷任甘肅金縣知縣／貴州清鎮縣知縣／庚寅恩科內籙官／汝楷／乾隆乙酉科恩貢／候選訓導／子廷熙／嘉慶辛未科進士／由內閣中書／改同知／官至淮海兵備道／原籍義州／墳墓廬舍俱在錦州／已歷五世／或在京供職／或在外服官／或入邑庠／或邀恩卹／其詳俱見本志人物

これらの地方志のなかの記事からは、趙廷熙の出たこの趙氏という家族が、もとは山東省日照を根拠とし、明代初期には直隸省東部の昌黎縣に移住した家族であること、17世紀末頃の康熙年間にそこからさらに義州・錦州へと移住して18世紀前半からはそこで科挙合格者を再び輩出していたこと、さらに、その後の趙廷熙までの五世代に亘って科挙合格者を輩出し続けた科挙官僚家族で、清代後期になると義州・錦州における有力な家族の一つになっていたことなどを確認することができる。本稿ではこの有力家族を「義州趙氏」と呼ぶことにしたい。因みに、さらに別の記事からは、趙廷熙の母にあたる女性が漢軍旗人家族の徐氏の出身であったことや、この徐氏が別の著名な漢軍旗人家族との間にも婚姻関係を有していたことを確認することができる²⁾。

こうした事情を確認したうえで、遼陽劉氏とこの義州趙氏の両集団の間に共通する性格としてここで指摘し得るのは、いずれの家族集団もマンチュリア南部に移住する以前には同じく直隸省東部の昌黎縣に居住しており、かつ、清初のほぼ同じ時期にこのマンチュリア南部に移住してきた集団であった、という点である。もちろん劉文麟と趙廷熙という個人同士が同じ地域に同時に官僚として赴任していたこともこの婚姻に影響していたであろうが、その二つの家族集団同士でこうした同様の歴史的背景を共有していた点も少なからずこの婚姻に関係していたであろうと推測できる。遼陽劉氏の側では、同じ遼河流域の地における名士であって既に科挙官僚家族となっていた義州趙氏との繋がりを模索しようとする動機があり、一方の義州趙氏の側でも、同郷の新興科挙家族の出身で新進気鋭の若手官僚との間に婚姻関係を構築するという目論みがあった、という構図を想起させる。さらに、この義州趙氏が当時有力であった漢軍旗人家族の徐氏一族との婚姻関係も既に持っていたという点に鑑みると、遼陽劉氏は、マンチュリア南部における自身の政治的・社会的な地盤を構築していくために、科挙に合格して地方官となった劉名震が獲得した自身の政治的地位を生かしつつ、既に高級官僚を多数輩出し、かつ有力漢軍旗人家族との婚姻関係も持ち、その地における社会的地位の高かった義州趙氏という家族集団との婚姻関係を構築する一つの好機として劉文麟と趙廷熙の娘との間の婚姻を成立させた、とみることも可能になるのではないだろうか。

以上、推測に止まる部分も多分に含んではいらぬものの、この三つの事例が劉文麟とその周辺にあった遼

陽劉氏の婚姻関係とその姻族についての簡単な紹介である。19世紀前半の時期、遼陽劉氏、特に劉名震・文麟父子の周辺において、由緒ある満洲旗人家族だけでなく、有力な漢軍旗人家族との姻戚関係を持っていた著名な漢人科挙官僚家族や、地元の漢人文人家族との間の婚姻が幅広く実現していた背景には、少なからずこうした事情があったように思われる。

それでは、このような婚姻関係のありかたを踏まえたとき、遼陽劉氏の家族史のなかにどのような特徴を垣間見ることができるだろうか。次章では主に、前章で言及した遼陽劉氏の科挙試験への指向や本章で考察したその婚姻関係の構築の試みなどを中心に、清代後期における遼陽劉氏の家族史とその特徴について、推測を交えつつも若干の考察を試みておきたい。

4. 清代後期の科挙受験・婚姻の事例からみた遼陽劉氏の家族史とその特徴・意義

本章では、劉名震・文麟父子がその構築を試みた婚姻関係のなかに窺える特徴や意図、そして、それとともに清代後期の遼陽劉氏のなかに高まってきていた科挙受験への指向も併せて踏まえつつ、清代後期における遼陽劉氏の家族史の特徴・意義についても若干の指摘・推測を試みておきたい。

まず第一の特徴として、清代後期における遼陽劉氏の婚姻には、同郷の有力な漢人科挙官僚家族だけではなく、マンチュリアに早くから政治的・社会的地盤を有していた満洲旗人の名士層との間の繋がりも強く意図されていたのではないかと、という点が挙げられる。19世紀前半に既に遼河流域の地方社会における有力家族となっていた義州趙氏と結んだ婚姻は前者にあたるものであり、他方、永陵の満洲旗人家族であった喜塔臘氏との婚姻は後者にあたるものであったと考えられる。こうした地方社会における有力な漢人科挙官僚家族や名門の満洲旗人家族との間に交わした多面的な婚姻関係の構築のありかたからは、この遼陽劉氏が、名震・文麟父子の科挙及第をきっかけに、マンチュリア南部の地方社会のなかの各方面に自身の影響を上げようとするねらいを持っていたことを推測することができる。因みに、科挙受験という仕組みを利用しつつ、同郷・同年・門当戸対という種々の社会関係に基づく婚姻関係を構築し、それによって地方社会のなかで政治的、社会的に台頭してゆこうとする動機や意図は中国の他地域の家族においてもしばしばみられるものであるが、遼陽劉氏が婚姻を試みたその相手の一つであった義州趙氏は、この点で、遼陽劉氏にとって自身が目指すべき存在の一つであり、そして、婚姻関係を構築する相手の一つとして格好の存在であったに違いない。

他方で、遼陽劉氏の家族集団から婚姻関係を構築する相手として格好の存在とみなされていたのは、同郷の漢人科挙官僚家族だけではなく、満洲旗人の名士家族もそうであっただろう。重ねてになってしまうが、清代後期のマンチュリア南部において漢人科挙官僚家族が台頭していく過程では旗人の家族集団との関係構築も無視できなかつたのではないかと、という点をあらためてここで指摘しておきたい。義州趙氏が漢軍旗人の有力家族の一つである徐氏との婚姻関係を構築していたのと同じように、遼陽劉氏も永陵の満洲旗人であった喜塔臘氏との婚姻関係を持ったとみることができるが、このような共通性はまさにその点を表現する事例の一つであったといえるのではなからうか。そして、もしこのようにいえるならば、マンチュリア南部の地方社会では、清代後期においてもなお、清朝支配層の一員たる旗人家族集団というその政治的伝統やステータス、さらに、そのなかの一部の旗人家族が持っていた経済力などが依然として大きな影響力を保ち、それはその地方社会のなかの漢人新興科挙家族にとっても充分魅力的な要素であった、と考えられるように思われる。新興の漢人科挙官僚家族にとって、そうした旗人家族集団の持つ各方面での影響力と、自集団から生み出される科挙官僚としての政治的ステータスとを融合させていくことが、この地域の地方社会において自集団の社会的地位を上昇させるのに不可欠な要因であった、と考えてみることはできないだろうか。

次に、第二の特徴として、本稿に登場している漢人科挙官僚家族のいずれもが、清初の時期に直隸省東部からマンチュリア南部に移住してそこに定着しているという共通する歴史を持っている、という点が挙げられる。現時点ではなお、その共通する歴史は単なる偶然に過ぎないものと理解しておくべきかもしれないが、本稿で挙げた各記事に限れば、義州趙氏と遼陽劉氏の両者には同じような移住の歴史が確認できる。また、『仙樵詩鈔』の序文を著した崔寶樹も直隸省東部の昌黎出身であったことを併せて踏まえると、筆者には、もともと直隸省東部の地域に拠点をもっていた家族集団が清初にマンチュリア南部へ移住してきたというかたちの歴史がやはり目に留まる。もちろん、なお多分に推測の部分を残しているこのような指摘に関しては、本稿では簡単に触れるに止まっている義州趙氏の事例を始めとして、遼河流域の各都市に地盤を持っていた他の有力家族の事例や、清初にマンチュリア南部に移住してきた他の漢人家族の事例²なども併せて広く検討したうえで、そうした歴史的経験の共通性を認め得るかどうかについて詳しく考察していくことが不可欠になるであろう。本稿で簡単な考察に止まっている義州趙氏の家系とその歴史に関するところからまずその検討を始めることになるが、これについては別稿を用意してあらためて詳しく検討することにしたい。

おわりに

本稿では、根拠となる史料の制約によって、その議論のなかに多くの推測を残してしまっているものの、前章で述べたように、それでもいくつかの論点は紹介・提示し得たと思う。最後に、本稿を終えるに際し、より大きな枠組みのなかで筆者が取り組むべき今後の長期的な課題を簡単に提示しておきたい。

前章において、遼陽劉氏には、清初に直隸省東部から遼河流域へ移住したという移住の歴史があり、また、遼陽劉氏のこの歴史はその姻族となった義州趙氏にも共通している、と指摘しておいたところであるが、ここからは、この共通した歴史が、清初に直隸東部からマンチュリア南部への漢人家族の移住が比較的広範にみられた歴史現象のなかの一つの事例であったかもしれないという予測を想起させる。

そこでこれに併せて想起されるのは、清初の時期において清朝がマンチュリアとその周辺に対して実施した漢人移民政策とその展開過程である。周知のように、入関後の清朝による中国支配の開始と並行して、マンチュリアでは、清朝がその地の耕作者不足を補完するために中国内地の漢人に対して開墾を奨励する政策(遼東招民開墾政策、1653年に開始)を一時的に導入していた。本稿で採りあげた遼陽劉氏の事例にみえるような、18世紀末から顕著になりつつあったマンチュリア南部における新興漢人科挙家族の台頭と、清初17世紀半ばの清朝による内地漢人に対するこの開墾奨励政策との間には如何なる関係を認め得るであろうか。清代後期、特に18-19世紀の時期のマンチュリアにおける歴史変動を清初の時期を含む長い時間軸のなかで検討していく際の論点の一つとして、この問いをここであらためて提示しておく。

[附記] 本稿は「清代後期盛京社会における科挙受験と婚姻：マンチュリア地域変動のなかの新たな選択」（課題番号：20K01020；令和2-5年度科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）・基盤研究（C）；研究代表者：古市大輔）による研究成果の一部である。

註

¹ 拙稿「清代後期の永陵正白旗満洲喜塔臘氏に関する初歩的考察——清代盛京旗人官僚家族史研究のための基礎作業の一環として——」（『金沢大学歴史言語文化学系論集 史学・考古学篇』11, 2019年, 1-36頁）。以下、「前稿」と記す。

- 2 前稿では、この「劉氏」の祖父の名を「劉元孫」としたが、これは筆者の単純な誤りであり、正しくは「劉名元」とすべきであった。ここに深くお詫びを申し上げるとともに、前稿の記載の訂正を加えておきたい。
- 3 例えば、劉中平「清代萃升書院歴史啓示」(『吉林師範大学学报(人文社会科学版)』4, 2017年)、王成科「記述鴉片戦争的詩人劉文麟」(『蘭台世界』2003-10, 2003年)、本刊編輯部「到太子河源讀“名士之城”」(『中国地名』2009-1, 2009年)、王成科「滄海遺珠：一代英才劉文麟與《劉仙樵詩鈔》」(『蘭台世界』2013-9, 2013年)、吳霜「重現歷史 堅守記憶」(『蘭台世界』2017-S2, 2017年)、周游「劉文麟的詩與鴉片戦争」(『中華讀書報』(新聞) 2017.6.28. 〈文化週刊〉)、などを挙げることができる。この他にも、劉文麟に言及している文章は多いが、ただ、いずれも専論ではなく、その名前や政績・経歴などがそれらの文章中で簡単に触れられるに過ぎない。
- 4 この問いに関し、筆者は前稿で、「また、『遼陽縣志』は、この劉氏一族が遼陽の漢人の科挙官僚家族であり、度重なる義挙によって在地社会における名族の一つとしてみなされていたことを記し、…(後略)…」と説明し、その根拠となる史料の記事として、前稿の註36のところに、
 民國『遼陽縣志』卷24 人類志 氏族, 第11葉, 343頁
 劉氏 有劉成貴者/天命初年/由京東河西塢/遷至邑西劉爾堡/易名為新劉堡/嗣以長子移居馬家屯/惟次子景龍居此/因改呼為劉二堡子/遂沿用焉/至德壽/字介堂/業商樂善好施/一方利賴/咸豐初歲屢歉/輒施急賑/事聞/議叙五品封典/鄉鎮僉稱善士/至治安/字策臣/少孤/性孝友多義舉/於水旱兵燹中/全獲無算卒/鄉耆私諡曰仁惠/至恩格/字鯉門/法政畢業/曾被選衆議院議長/至今傳十餘世/稱大族焉
 の記事を掲載した。しかし、この民國『遼陽縣志』に記載されている「劉氏」の家族は、正しくは、恆泰の妻の出身家族であった劉氏とは別の系統と判断すべきものであった。この点も筆者の単純な誤りであり、ここに重ねてお詫びを申し上げるとともに、前稿で記したその説明内容、並びにその根拠とした史料記事についてはその記述をいずれも削除することにした。
- 5 劉文麟の詩集『仙樵詩鈔』に関しては、近年その校注が加えられ、楊鑄・王成科・吳霜校注『《劉仙樵詩鈔》校注』上・下(遼寧民族出版社, 2011年)として刊行されている。その巻頭には、編者[校注者か]による『仙樵詩鈔』の解題ともいふべき「劉文麟與《劉仙樵詩鈔》」という文章がある。因みに、その原本である『仙樵詩鈔』は1870(同治9年)に刊行された劉文麟の詩集で、本文は12巻と補遺からなっており、本文の前には、崔樹寶による「序」と劉文麟の詳細な経歴を記す陳玉章「傳略」が載せられているが、『《劉仙樵詩鈔》校注』のほうには、編者[校注者か]が附した『仙樵詩鈔』の序・「傳略」・本文に対する注釈の他、目録や劉文麟年譜、さらには「劉文麟家族世系表」も新たに加えられている。この部分は、本稿でも必要に応じて参照している。
- 6 なお、新聞記事のなかには、劉文麟個人のみならず、その家族に関する情報も持つものがある。例えば、『遼寧日報』2012年12月22日の「家譜中の經典故事代代相伝」の特集記事には、劉文麟個人の略伝に続けて、その子孫が遼陽の東沙湍屯村に居住して『劉氏宗譜』を保持していること、地元遼陽の作家が『東沙湍屯村村史』(筆者未見)という書物を著した際にそのなかでその族譜の存在に触れていることなどが述べられ、さらに、現存する子孫に聞き取りをして得た劉文麟の子孫に関する情報や、劉名震・文麟の政治的功績が家族内に広く知れ渡っているという現況なども、『劉氏宗譜』の一部を撮影した写真と共に紹介されている。なお、前掲註5で紹介している『《劉仙樵詩鈔》校注』の巻末にある「劉文麟家族世系表」という系図のなかの記載は、この新聞記事で紹介されている『劉氏宗譜』の記載に基づいているものと推測される。
- 7 前掲註6で紹介している『遼寧日報』の特集記事には、劉氏家族の族譜が今もその家族内で作成・保存されていることが述べられており、本来ならばその族譜も本稿で参照すべき史料の一つになるはずであるが、現地でのその調査を経たおらず、現時点で筆者は未見である。その族譜の参照については他日を期すこととし、本稿では、そのための予備的調査として、主として既刊の諸史料に基づきながら初歩的な検討を進めておきたい。
- 8 因みに、『東北人物大辞典』編委会編『東北人物大辞典』(遼寧人民出版社, 1992年)にも、劉名震・文麟父子に関する項目があるので、以下、参考までにその項目の全文を挙げておく。
 *劉文麟(1815-1867) 字仁甫、號仙樵、遼陽人。道光丁酉(1837)舉人、戊戌(1838)進士。廣東平遠知縣兼長樂縣、為總督林則徐所重、補文昌縣知縣。丁憂、歸與馬瑀林等結詩社。後又選河南沈邱知縣、以忤上官劾降。歸里主講萃升書院。詩以婉至為宗、論者謂足繼遼東三老。著有《仙樵詩鈔》十二卷補遺一卷。(当該書368-369頁)
 *劉名震 字惺階、又字駿聲、清遼陽人。嘉慶六年(1801)、科拔貢、充盛京覺羅學教習、加理番[藩の誤りか]院同知銜、曾任四川犍為、成都等知縣、尋擢安龍府知府。在蜀歷官20年、為政嚴明、去後、人猶思之。(当該書371頁)
 なお、当該書の373頁には「劉明震」という人物の紹介があるが、劉名震に関する記載とほぼ同一の内容・

表現となっている。おそらくは、編者が誤って「劉名震」とは別の人物としてあらためて「劉明震」の項も立ててしまったのであろう。

- 9 民國『遼陽縣志』卷10 選舉志 拔貢生 第10葉, 532頁。
- 10 民國『奉天通志』卷158 選舉5 拔貢 第27葉, 3673頁。なお、その頁数は、王樹楠・吳廷燮・金毓黻等纂、東方文史叢書編輯委員会点校、東方文史叢書編輯委員会1983年刊の影印本のそれである。なお以下、本稿において同書の頁数を記載する場合も同様である。
- 11 民國『奉天通志』卷191 人物19 鄉宦13 清11, 第17葉, 4262頁
劉名震 字惺楷, 又字駿聲, 遼陽東沙湍屯人。清嘉慶辛酉科拔貢, 充盛京覺羅學漢教習。任四川犍爲、成都等縣知縣。擢安龍〔龍安?〕府知府。在蜀歷官幾二十年, 爲政嚴明, 去後, 人猶思之。……
- 12 民國『瀋陽縣志』卷4 教育 學宮 附萃升書院, 第9葉, 135頁
萃升書院山長
劉文麟 字仙樵/遼陽人/戊戌進士
- 13 民國『遼陽縣志』卷10 選舉志 文科進士, 第3葉, (一) 517頁
劉文麟 (道光丁酉戊戌聯捷進士/見鄉宦/文學)
- 14 民國『奉天通志』卷150 教育2 清上 書院 萃升書院, 第16葉, 3484頁
附 萃升書院山長
劉文麟, 字仙樵, 遼陽人。道光戊戌進士。
- 15 民國『奉天通志』卷154 選舉1 進士 清, 第47葉, 3579頁
道光十八年戊戌科鈕福保榜
劉文麟 (三甲四十七名, 奉天遼陽州人, 廣東長樂、河南沈邱、內黃等縣知縣。)
民國『奉天通志』卷155 選舉2 舉人 清, 第58葉, 3613頁
道光十七年丁酉科
劉文麟 (遼陽州人, 戊戌進士。)
- 16 民國『奉天通志』卷191 人物19 鄉宦13 清11, 第17葉, 4262頁。本稿註11の史料の後半部にあたる。
……長子文麟, 道光丁酉, 戊戌聯捷南宮, 分發廣東知縣。林文忠大器之, 委署平遠。攝長樂, 補文昌, 歷任河南沈邱。沈邱與皖之阜陽接, 捻匪出沒, 履任月餘, 盜賊屏跡。因揭稟積年虧帑, 不合上官意, 入計典降調, 計到官九十九日, 耆老請留, 弗許, 遂歸里奉母。(遼陽縣志)
- 民國『奉天通志』卷212 人物40 文學下, 第5葉, 4600頁
劉文麟 (王乃新) 文麟字仙樵〔樵の誤りか〕, 遼陽人。九歲能詩, 道光丁酉戊戌聯捷成進士, 廣東即用知縣, 總督林則徐器之, 權平遠兼長樂, 俗悍喜械鬪, 文麟甫莅任, 單輿遽入解之, 衆羅拜皆釋兵, 俗爲之易, 補文昌, 丁憂再選河南沈邱, 以忤上官効降, 遂歸主講瀋陽萃升書院。論詩以婉至爲宗, 語必有寄託, 英光偉氣一發之於詩, 論者謂足繼遼東三老, 有仙樵詩鈔。其門人王乃新, 字雪樵, 承德人, 亦能詩, 有雪樵詩牋 (清史文苑二)
- 17 なお、この部分は、民國『奉天通志』卷244 藝文22 文徵16 外編 文 清5 にも引用されている。冒頭にあるこの序文著者の崔樹寶に関する割註部分と、文末にある引用元書籍の『靜觀齋叢錄』の書名の添加を除き、その本文の内容は概ね、ここに引用した民國『遼陽縣志』のものと同じである。
崔樹寶 (直隸昌黎人, 咸豐己未舉人。)
仙樵詩鈔序
… (本文省略) … 昌黎崔樹寶題於塾巾客館。(靜觀齋叢錄)
- 因みに、民國『奉天通志』のほうのこの記事の文末にだけ登場する「靜觀齋」は世榮という人物を指す。世榮はその字を仁甫といい、蒙古土默特氏の出身で鑲白旗に属した、撫順縣の人である。地方志におけるその伝記としては、例えば、宣統『撫順縣志略』人物畧や民國『奉天通志』卷212などを挙げることができる。世榮は書物やその歴史に精通し、その著作も各種書籍の序文・跋文その他、枚挙に暇ない(筆者が以前に採りあげた文祥の年譜『文文忠公自訂年譜』の序文も著している。民國『奉天通志』卷226を参照)。父は劉福恩、母は葉氏で、父が他界したあと、貧しいながら母葉氏の教えに従って学び、光緒年間に進士及第した(母の葉氏に関しては民國『瀋陽縣志』卷9 列女, 民國『奉天通志』卷218 列女, などを参照)。清末には翰林院侍講學士などを歴任し、民國以後は、師範学校の教員の他、その初年には短期間、奉天省教育庁長の前身である学務総理を、また、のちに奉天省立図書館となるその前身の奉天公立図書館(清末の創設時は奉天図書館)の館長を民國3年から約5年弱務めるなど、奉天省の教育・文化行政にも貢献した(世榮が民國以降にその長として就

任した教育機関については、民國『奉天通志』 卷 152 及び 卷 153 などを参照。民國 18(1929)年、70 歳で逝去。

民國『奉天通志』 卷 226 第 35 葉の記載によると、『靜觀齋叢錄』は、世榮の著した文章を集録した『靜觀齋遺著』二十一冊(文稿三冊、詩稿及聯語一冊、尺牘二冊、時文一冊、日記一冊、自訂年譜一冊、叢録三冊、古文講義八冊、説詩粹語一冊)のなかの三冊を占める書物であり、各史書の解題として作成されたものである。その序文を著した吳闈生は、世榮を評して、清末以来の奉天地方社会では遼東の並み居る学者のなかでも最も著名な学者の一人と称されていた、と述べている。なお、この『靜觀齋叢錄』は、民國『奉天通志』の藝文志に挙げられている書籍に関する記事の引用元となっている書物の一つである。

- ¹⁸ なお、民國『奉天通志』に引用されているほうの文章は以下の通り。こちらも、陳玉章の出身を記す冒頭部分と、文末にある引用元書籍の『靜觀齋叢錄』の書名の添加部分を除き、その本文部分の内容は概ね民國『遼陽縣志』と同じである。

民國『奉天通志』 卷 233 藝文 11 文徵 5 内編 文 清 3, 第 30-32 葉, 4978-4979 頁

陳玉章 (遼陽人)

劉仙樵傳略

君諱文麟, 姓劉氏, 字仁甫, 號仙樵, 奉天遼陽人。… (本文省略) … 時同治九年歲次庚午八月, 外弟陳玉章課次。(以上靜觀齋叢錄。)

- ¹⁹ なお、民國『奉天通志』の藝文志(卷 226 藝文 4 書徵 4 遺著 清)にも、民國『遼陽縣志』のこの記事が引用されている。下線部の部分が、劉兆所『自娛集』に関するその記載である。

仙樵詩鈔十二卷補遺一卷 (清劉文麟撰, 家刊本。)

… (中略) …

陳玉章仙樵傳略: 君諱文麟, 字仁甫, 號仙樵, 奉天遼陽人, 能屬文, 尤喜爲詩。道光丁酉舉京兆, 明年成進士, 改知縣, 卒年五十三。西岡輯其詩如千篇, 爲卷十二遺篇, 別爲卷。

自娛集 (清劉兆所撰, 刊本)

遼陽縣志人物志: 劉兆所字青門, 文麟堂弟, 家貧工詩, 著自娛集。

- ²⁰ なお、民國『奉天通志』 卷 191 人物 19 鄉宦 13 清 11, 第 17 葉, 4262 頁には、一部省略が施されたうえでこの伝記記事が引用されている。

- ²¹ 趙廷熙の母の徐氏が著名な漢軍旗人家族の出身であったことを示す史料記事としては、例えば、以下のようなものが挙げられる。

◆民國『義縣志』 中卷 15 藝文志下 行述 清, 第 68 葉, (四) 407-414 頁

趙母徐太宜人行述

(進士) 趙廷熙等

嗚呼/吾母太宜人竟棄(不孝等)/而長逝耶/太宜人/年二十二歲/歸我先府君/至今幾六十年/… (中略) …/太宜人/系出徐氏/爲三韓[筆者註: 遼東を指すか]名閥/外曾王父湛恩公/由侍衛/賦應制詩/稱旨改授部曹/歷任河帥/後以閣學致仕/外王父國琛公/以祈州司馬署州篆/所至有聲/外王母氏黃/亦漢軍望族 … (後略) …

◆民國『義縣志』 中卷 15 藝文志下 傳 清, 第 115-116 葉, (四) 504-506 頁

趙母徐太蒸人家傳

(清進士/翰林院侍讀學士) 彭邦疇

太蒸人/姓徐氏/系出三韓望族/爲直隸祈州司馬國琛公女/奉天義州恩貢生候選教諭贈朝議大夫趙諱女楷貢植公配/蘭友太守廷熙之母也 … (後略) …

ここには、趙廷熙の母徐氏その個人に関する詳細な伝記が掲載されているだけでなく、その出身の徐氏一族が「三韓望族」「三韓名閥」、さらに「漢軍望族」と紹介されている。これらの点からは、この徐氏一族がマンチユリア南部の地方社会における「名門」として著名であった漢軍旗人家族の一つであったことが窺えよう。

- ²² なお、前掲註 6 で紹介した『遼寧日報』の特集記事のその後半部には、遼陽劉氏とはまた別の、瀋陽に居住していた劉氏家族の族譜に関する言及もある。そこには、彼ら家族の先祖が遼陽劉氏と同じく清初の時期に直隸東部から瀋陽に移住してきたという歴史がその族譜に記されていること、そして、その移住が清朝の強制的な移住政策によるものであったとその子孫が話していること、などが掲載されている。清初におけるその移住が清朝による強制的なものであったかどうかは措くとしても、この家族の移住の事例も清代の遼河流域における漢人家族の歴史を検討するうえで注目すべきものであるといえよう。